

(別紙)

一 名簿登載者の氏名の記載のない投票で名簿届出政党等の名称又は略称を記載したものについて

- 1 名簿届出政党等の名称又は略称の一部を記載したものと認められる投票で、
- (1) 社会的に当該名簿届出政党等の呼称として広く認識されており、名簿登載者の氏名と識別が可能なもの
  - (2) 当該名簿届出政党等の名称又は略称の主要部分又は特徴的な部分が記載されており、他の名簿届出政党等の名称又は略称及び名簿登載者の氏名と識別が可能なもの
- については当該名簿届出政党等の有効投票と解されるが、その若干の例を示せば次のとおりである。

名 簿 届 出 政 党 等		有 効 投 票 例
名 称	略 称	
幸福実現党	幸福	幸
公明党	公明	公
社会民主党	社民党	社、社民
自由民主党	自民党	自、自民
新党大地	大地	大、党大地
生活の党	生活	生
日本維新の会	維新	維、維新の会
日本共産党	共産党	共、共産
みどりの風	みどり	風
緑の党グリーンズジャパン	グリーン	グリーンズジャパン
民主党	民主	民
みんなの党	みんな	みんな党

上記有効投票例について、平仮名、片仮名で記載されたものは、名簿登載者の氏名と識別が可能なものに限りに、当該名簿届出政党等の有効投票と解される。